

品川区議会における被災した地方公共団体等に対する義援金の考え方について（案）

1. 考え方

大規模な災害により被災した地方公共団体等に対する義援金の取り扱いについては、被災の規模や状況に応じ、被災した地方公共団体等と品川区との関わりなどを考慮のうえ、協議し決定する。

2. 品川区と関わりのある地方公共団体等

(1) 国内の地方公共団体

- ① 災害時における相互の支援に関する協定等を締結している地方公共団体
 - (a) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定
 - ・特別区
 - (b) 災害時における城南5区相互応援協定
 - ・目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
 - (c) 災害時における相互援助に関する協定
 - ・山北町、早川町、宮古市、富岡町
 - (d) 東海道五十三次市区町村災害時相互応援に関する協定(平成9年12月4日)
 - ・横浜市他19市町 ※別表1
 - (e) 龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定(平成26年11月15日)
 - ・鹿児島市、霧島市、長崎市、下関市、福山市、京都市、高知市
- ② 区と友好関係および協力関係に関する協定等を締結している地方公共団体
 - (a) 事業連携
 - ・飯田市、坂井市、高知県

(2) 外国の国および地方公共団体

- ① 姉妹都市、友好都市を締結している外国の地方公共団体
 - (a) 姉妹都市
 - ・アメリカ合衆国メイン州ポートランド市
 - (b) 友好都市
 - ・スイス連邦ジュネーヴ市、ニュージーランド国オークランド市
- ② 区内に大使館・領事館が所在する国
 - (a) 大使館(12カ国) ※別表2
 - (b) 領事館(4カ国) ※別表3

3. その他

上記2以外の地方公共団体については、災害の規模や状況に鑑み、特に必要と認める場合には、協議し取り扱いを決定することとする。

【別表 1】 東海道 53 次市区町村災害時相互応援に関する協定

No.	都道府県	市区町村
1	東京都	しながわく おおたく 品川区、大田区
2	神奈川県	よこはまし おおいそまち おだわらし はこねまち 横浜市、大磯町、小田原市、箱根町
3	静岡県	かんなみちよう みしまし しみずちよう ながいずみちよう ふじえだし かけがわし 函南町、三島市、清水町、長泉町、藤枝市、掛川市
4	愛知県	とよあけし 豊明市
5	三重県	くわなし すずかし かめやまし 桑名市、鈴鹿市、亀山市
6	滋賀県	こうがし こなんし くさつし おおつし 甲賀市、湖南市、草津市、大津市

【別表 2】 区内に大使館のある国

No.	国	No.	国
1	インドネシア共和国	2	コロンビア共和国
3	ザンビア共和国	4	セルビア共和国
5	タイ王国	6	タジキスタン共和国
7	ブルネイ・ダルサラーム国	8	ベラルーシ共和国
9	マケドニア共和国	10	マリ共和国
11	ミャンマー連邦共和国	12	モーリタニア・イスラム共和国

【別表 3】 区内に領事館のある国

No.	国	No.	国
1	アンティグア・バーブーダ	2	エクアドル共和国
3	ブラジル連邦共和国	4	ペルー共和国